

令和6年度

官庁営繕関係予算概要

令和6年1月

国土交通省大臣官房官庁営繕部



# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ■ 第1 令和6年度官庁営繕関係予算の基本方針           | 1  |
| ■ 第2 令和6年度主要事項                    | 3  |
| 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等           |    |
| (1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進     |    |
| (2) 所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震化の推進    |    |
| (3) 大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の推進       |    |
| (4) 防災拠点機能の維持等のための官庁施設の津波対策の推進    |    |
| (5) 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等の推進  |    |
| 2. 官庁施設の老朽化対策等                    |    |
| (1) 既存官庁施設について長く安全に利用するための長寿命化の推進 |    |
| (2) 既存官庁施設の経年劣化等によって生じる危険箇所の解消    |    |
| (3) 既存官庁施設の脱炭素化の推進                |    |
| ■ 第3 官庁施設の整備等の関連施策                | 12 |
| 1. PFI手法の活用による官庁施設の整備             |    |
| 2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進         |    |
| (1) 官庁施設における木材利用の推進               |    |
| (2) 官庁施設におけるZEB等の推進               |    |
| (3) 既存官庁施設の脱炭素化の推進(再掲)            |    |
| 3. 地域と連携した国公有財産の最適利用の推進           |    |
| 4. 発注者の役割を果たすための取組の推進             |    |
| 5. 働き方改革・生産性向上の取組の推進              |    |
| ■ 第4 令和6年度官庁営繕関係予算総括表             | 19 |
| ■ 参考資料                            | 21 |

---

## ■ 第1 令和6年度官庁営繕関係予算の基本方針

# 令和6年度官庁営繕関係予算の基本方針

## 1. 基本方針

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に備えた官庁施設の防災・減災対策を推進するため、**防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等**を図ります。
  - 既存官庁施設をより長く安全に利用しトータルコストの縮減等を実現するため、**老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業を実施**するとともに**経年劣化等によって生じる危険箇所の解消**を図り、事業の実施に当たっては、脱炭素社会の実現に向け、**環境負荷低減に資する技術を積極的に取り入れ、脱炭素化を推進**します。
- 上記について、令和5年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めます。

## 2. 施策別内訳

### 【防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等】

11,404百万円（1.04倍）

（1）地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

（2）官庁施設の耐震化の推進

（3）官庁施設の天井耐震対策の推進

（4）官庁施設の津波対策の推進

（5）官庁施設の電力の確保等の推進

### 【官庁施設の老朽化対策等】

6,017百万円（0.95倍）

（1）既存官庁施設の長寿命化の推進

（2）既存官庁施設の経年劣化等によって生じる危険箇所の解消

（3）既存官庁施設の脱炭素化の推進

### 【合計】

17,421百万円（1.01倍）

※上記のほか、令和5年度補正予算2,854百万円。合計20,276百万円（1.17倍）

---

## ■ 第2 令和6年度主要事項

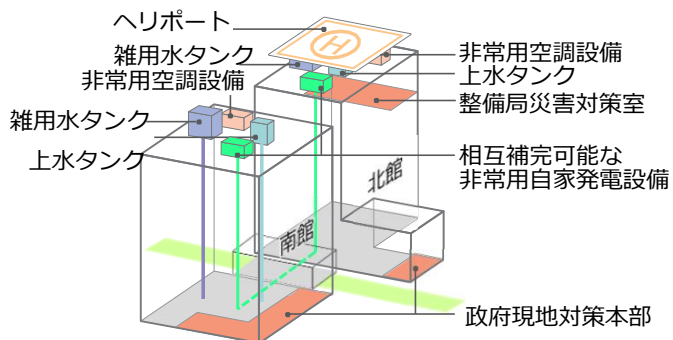
# 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

## (1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

防災拠点等となる官庁施設の整備を推進し、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献します。

### これまでの整備事例

#### (高松サポート合同庁舎)



#### ■ 広域防災活動の支援

- ・ 十分な耐震性能
- ・ 非常用発電機、燃料タンク
- ・ 上水・雑用水の備蓄、非常用排水槽
- ・ 災害対策室、ヘリポート

#### (石巻港湾合同庁舎)



市の防災備蓄倉庫と一体整備



屋上ヘリポート



災害対策室



イベント時のにぎわい



屋上津波避難スペース併設

大規模災害時の地域の防災拠点として災害に強い地域づくり等に貢献

# 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

## (2) 所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震化の推進

人命の安全の確保を図るとともに、**防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、官庁施設の耐震化を推進**します。

### 官庁施設の耐震化の実施

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、耐震性能を確保

- ・災害応急対策活動の拠点施設としての機能を確保（耐震性能評価値 I類:1.5、II類:1.25）
- ・建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保（耐震性能評価値 III類:1.0）

#### （災害応急対策活動拠点施設の被害例）



柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

神戸第2地方合同庁舎(第五管区海上保安本部他)  
 ・震度7(H7.1.17阪神・淡路大震災)  
 ・被災前の耐震性能評価値: 1.01

#### （耐震改修の例）



例) 耐震壁増し打ち



例) 免震化

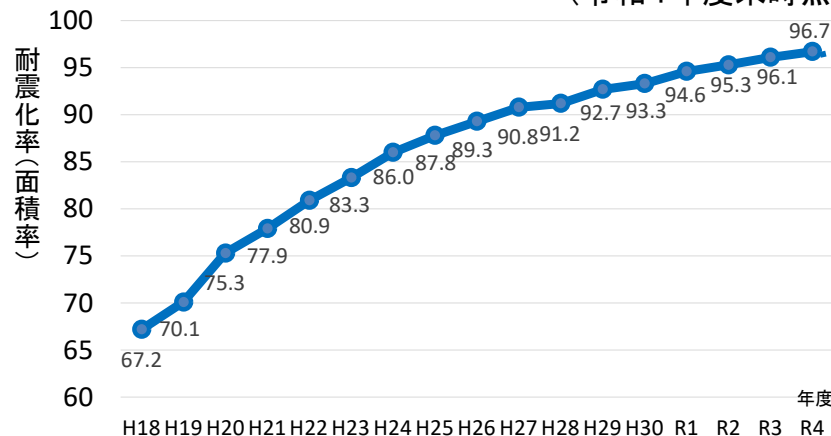
#### 【参考】官庁施設における耐震安全性の目標

| 対象施設                                       | 耐震安全性の目標                                  | 耐震性能評価値                  |
|--|---|--------------------------|
| ○本省庁の防災拠点施設<br>○地方ブロックの防災拠点施設<br>〔地方整備局など〕 | 大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。      | 1.5<br>(I類)              |
| ○県単位の防災拠点施設<br>〔地方気象台、海上保安部など〕             | 大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。   | 1.25<br>(II類)            |
| ○一般官庁施設<br>〔税務署、公共職業安定所など〕                 | 大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標。 | 1.0<br>(III類)<br>建築基準法相当 |

### 耐震化の現状

官庁施設の耐震基準を満足する割合: 96.7%

(令和4年度末時点)



**令和7年度までに全ての官庁施設について所要の耐震性能を確保するべく努める。**

第5次社会資本整備重点計画  
 (R3.5.28閣議決定)  
 官庁施設の耐震基準を満足する割合  
 目標: 令和7年度末 100%



# 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

## (3)大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の推進

防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図るため、  
大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井対策を実施します。

### 天井脱落被害と関係法令等改正

東日本大震災、熊本地震において、大規模空間の天井脱落が多数発生

- ・甚大な人的・物的被害が発生
- ・地震後の機能継続が困難となった事例が発生



#### ○東日本大震災における被害を踏まえた改正

建築基準法施行令及び関連省令の一部改正  
(公布：平成25年7月12日 施行：平成26年4月1日)

対象(対策が必要となる天井)

- ・高さ6m超、かつ面積200㎡超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- ・天井面構成部材等が1㎡当たり2kg超

#### ○熊本地震における被害を踏まえた改正

防災基本計画(修正)

平成29年4月中央防災会議決定

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策(中略)を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。(※)

(※)下線部は平成29年4月に追加

### 官庁施設における天井耐震対策の実施

脱落によって重大な危害のおそれがあり、既存不適格である大規模天井について、耐震対策として天井構成部材の補強を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図る。



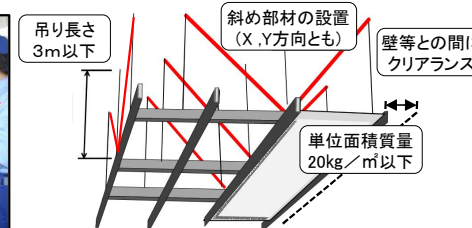
例:ホール(熊本地方合同庁舎)  
(熊本地震では避難場所として使用)



災害時の体育館使用イメージ  
(備蓄品等の保管場所として使用)



災害時の講堂使用イメージ  
(職員の待機所として使用)



天井耐震対策のイメージ

第5次社会資本整備重点計画  
(R3.5.28閣議決定)

大規模空間を有する官庁施設の  
天井耐震対策の実施率

目標：令和7年度末 85%  
(令和4年度末 70%)

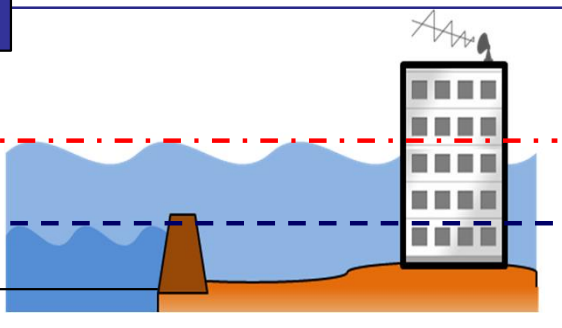
# 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

## (4) 防災拠点機能の維持等のための官庁施設の津波対策の推進

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進します。

### 津波高さの設定

- 最大クラスの津波  
(レベル2の津波) の高さ
- 比較的発生頻度の高い津波  
(レベル1の津波) の高さ
- 平均海面



### 最大クラスの津波(レベル2)対策の実施

最大クラスの津波(レベル2)に対して、以下の対策を実施 ※

#### ○ 災害応急対策活動に必要な機能の確保

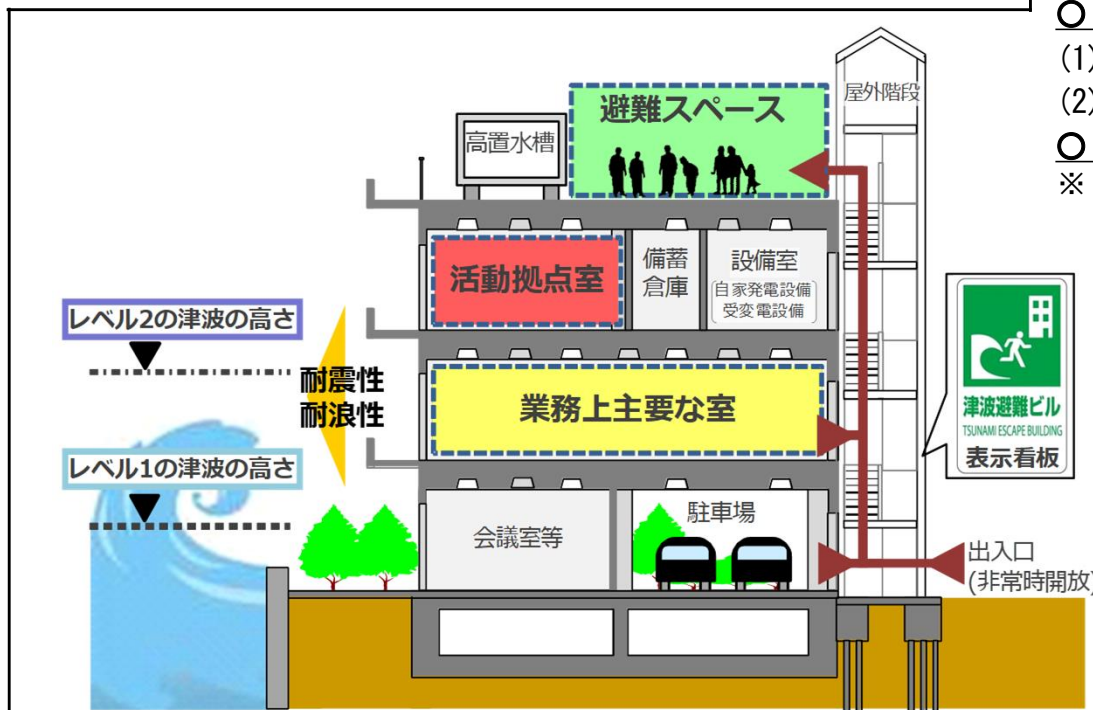
- (1) 電力・通信の機能確保 : 自家発電設備等の上階設置
- (2) 水の確保 : 貯水槽の容量確保
- (3) 拠点の確保 : 活動拠点室等の上階設置

#### ○ 津波避難施設の機能確保

- (1) 避難経路の確保 : 屋外階段等の整備
- (2) 避難場所の機能確保 : 屋上の避難スペース・備蓄倉庫の整備

#### ○ 波圧等の外力に対する構造体の性能確保

※ レベル1の津波に対しては、海岸堤防等の整備による対策を基本とする。



官庁施設における津波対策 (イメージ図)

津波対策を実施した庁舎の例 (石巻港湾合同庁舎)



- (参考) 入居官署
- ・ 石巻海上保安署 (管理官署)
  - ・ 石巻海事事務所
  - ・ 仙台検疫所石巻出張所
  - ・ 仙台塩釜税関支署 石巻出張所
  - ・ 横浜植物防疫所 塩釜支所石巻出張所

# 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

## (5) 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等の推進

大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するための自家発電設備改修、受変電設備改修など電力確保等の対策を実施します。

### 大規模災害時における官庁施設の電力確保の必要性

○政府業務継続計画(首都直下地震対策)

平成26年3月閣議決定

○首都直下地震緊急対策推進基本計画(変更)

平成27年3月閣議決定

○防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

平成30年12月閣議決定

○防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月閣議決定

これまで中央省庁やブロック機関等が入居する施設を対象として、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設において対策を実施。

令和元年東日本台風等の被害を受けて、その他の災害応急対策の活動拠点となる気象台等が入居する合同庁舎についても電力確保等の対策を実施。

東日本台風における被害状況の例

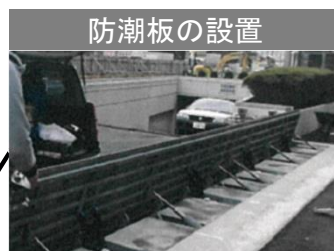
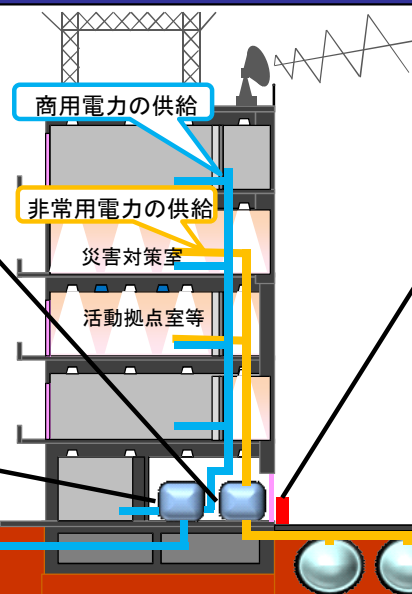
(左) 須賀川地方広域消防本部庁舎  
(須賀川地方広域消防組合撮影)



(右) 丸森町役場  
(共同通信社撮影)



### 災害応急対策活動への支障のおそのの解消



的確な業務継続を実施



第5次社会資本整備重点計画 (R3.5.28閣議決定)

災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率

目標: 令和7年度末 75%  
(令和4年度末 65%)

## 2. 官庁施設の老朽化対策等

### (1) 既存官庁施設について長く安全に利用するための長寿命化の推進

「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて官庁施設の老朽化対策を総合的に実施し、既存施設を徹底利活用します。これにより官庁施設をより長く安全に使用するとともに、予算の平準化やトータルコストの縮減を図ります。

#### 「長寿命化改修」の推進

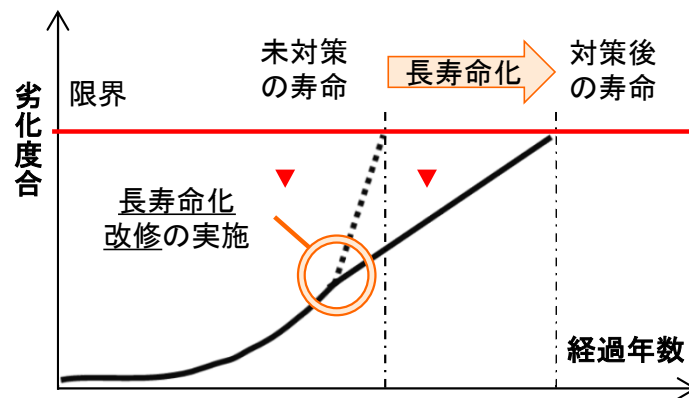
老朽化の進行を防ぐための改修を行うことにより、既存施設の平均使用年数について、現状の約40年から65年程度へ延ばすことを目指す。

| 主な改修内容   | 部位の例        | 未措置の場合の問題点等                         |
|----------|-------------|-------------------------------------|
| 躯体の保護    | 外壁、防水、建具    | ・雨水浸入や漏水による躯体劣化等                    |
| 防災設備     | 防火設備、中央監視設備 | ・防災機能の停止<br>・火災発生時の被害拡大リスク等         |
| ライフライン設備 | 給排水設備、電力設備  | ・ライフライン機能の停止<br>・給排水設備からの漏水による躯体劣化等 |

(効果等)

・建物の構造体は、ひび割れへの雨水浸入により、劣化が著しく加速

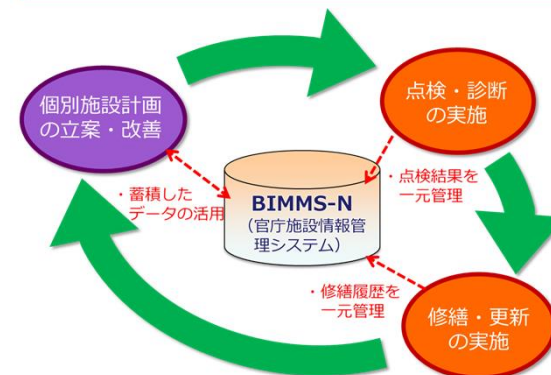
・防水層、外壁、建具等の劣化防止により、ひび割れへの雨水浸入を防止



長寿命化の効果イメージ

#### 「BIMMS-N」活用の促進

施設管理者が自ら施設情報を記録・蓄積することにより、施設情報が見える化され、計画作成や維持管理へのフィードバックが容易になる。



官庁営繕部では、保全実態調査(毎年度実施)において各施設管理者がBIMMS-Nに入力した結果を活用し、施設の長寿命化に資するよう、保全指導等を実施

既存施設の徹底利活用を推進し、官庁施設の長寿命化を図る

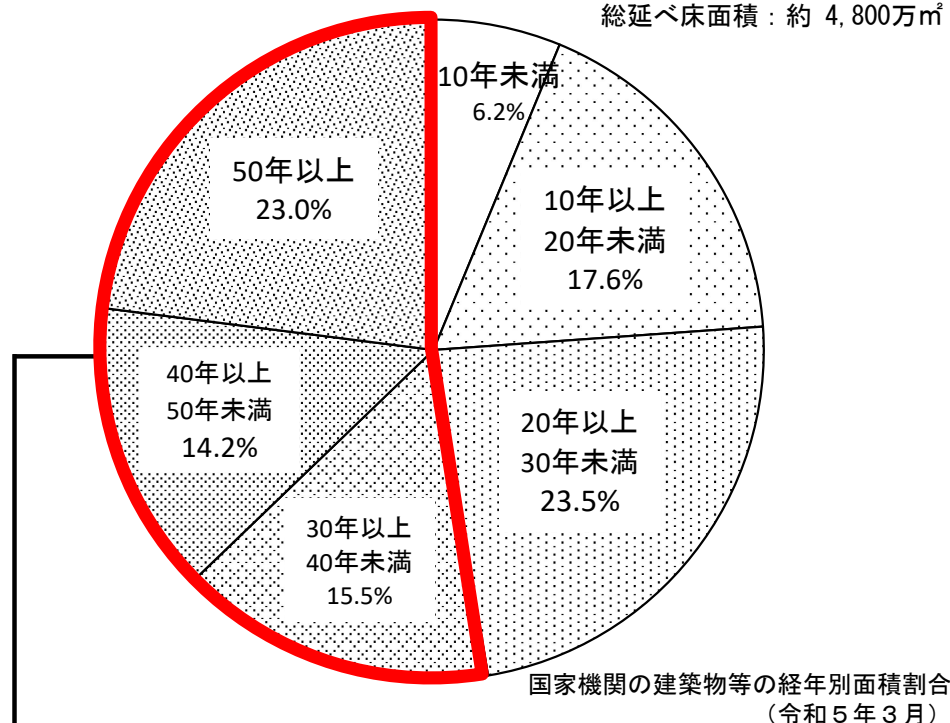
## 2. 官庁施設の老朽化対策等

### (2) 既存官庁施設の経年劣化等によって生じる危険箇所の解消

既存官庁施設において、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な施設の性能を確保するため、経年劣化等によって生じる危険箇所について、緊急的な改修を実施します。

#### 既存官庁施設ストックの状況

国家機関の建築物  
総施設数：約13,000施設  
総延べ床面積：約4,800万㎡



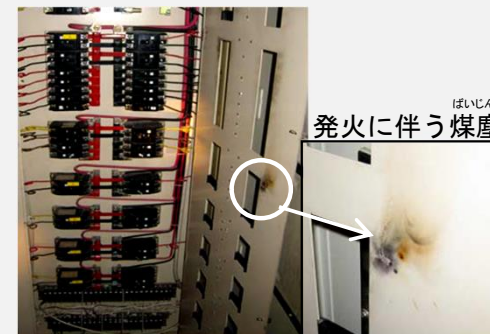
現在、築後30年を経過した官庁施設が **5割強**

→ 既存官庁施設の老朽化が進んでおり、計画的かつ効率的な老朽化対策の実施が重要

#### 危険箇所の例



〔外壁落下による事故発生のおそれがあり、外壁改修が必要〕



〔配線・ブレーカーの老朽化による発火があり、分電盤の更新が必要〕



〔排水管の腐食により漏水が発生し、配管改修が必要〕



〔外壁クラックから漏水が発生し、外壁・内部改修が必要〕

## 2. 官庁施設の老朽化対策等

### (3) 既存官庁施設の脱炭素化の推進

経済財政運営と改革の基本方針2023における住宅・建築物の省エネルギー対策の強化などを踏まえ、官庁施設において断熱性能の高い建具の導入促進など、官庁施設の脱炭素化に向けた整備を実施します。

#### 老朽化対策にあわせた環境技術の採用

官庁施設における老朽化対策の建具改修、及び空調設備改修において、

- ・熱負荷の低減のための建具などの採用
- ・エネルギーの有効利用のための空調設備などの環境技術の採用

○経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)

- ・徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。
- ・化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。

#### 対応概要

##### ●建具改修

老朽化した建具の改修において、複層ガラスなど断熱性能の高い建具の導入

→ 開口部を通した熱負荷の低減を図る



建具の劣化状況(漏水)



(開閉不良)



(錠の破損)

→建具の劣化による断熱性能の低下などが発生

##### ●空調設備改修

老朽化した空調設備の改修において、従来型に比べ高効率の空調設備を導入

→ エネルギー消費の低減を図る



屋外冷却塔・配管の劣化状況



空気調和機の劣化状況

→冷却塔や配管、空気調和機等の空調設備の劣化によるエネルギー効率の低下などが発生

---

## ■ 第3 官庁施設の整備等の関連施策

# 1. PFI手法の活用による官庁施設の整備

官庁営繕事業においては、VFM(バリュー・フォー・マネー)が見込まれる比較的大規模な整備案件について、個別毎にPFI方式の導入可能性の検討を行い、同方式による実施が適切であると認められるものについて、事業を実施します。

## ○気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業 (R2. 2完成)

入居官署 : 気象庁、港区立教育センター  
事業内容 : 施設整備、維持管理・運営  
事業方式 : BTO方式  
事業期間 : H21年度～R11年度  
事業の特徴 : 港区立教育センターとの合築



【完成写真】

## ○中央合同庁舎第7号館整備等事業 (H19. 9完成)

入居官署 : 文部科学省、会計検査院、金融庁  
事業内容 : 施設整備、維持管理・運営及び民間収益事業  
事業方式 : BTO方式  
事業期間 : H15年度～R3年度  
事業の特徴 : 隣接民間施設を含めた街区全体の再開発



【完成写真 虎ノ門方面より望む】

## (その他の主なPFI事業の例)

- ・名古屋第4地方合同庁舎 : 事業期間R3年度～R17年度 (R7. 12完成予定)
- ・横浜地方合同庁舎 : 事業期間H30年度～R14年度 (R5. 3完成)
- ・大阪第6地方合同庁舎 : 事業期間H29年度～R13年度 (R4. 9完成)
- ・中央合同庁舎第8号館 : 事業期間H21年度～R5年度 (H26. 3完成)
- ・九段第3合同庁舎 : 事業期間H15年度～R2年度 (H19. 2完成)



## 2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

### (1) 官庁施設における木材利用の推進

官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）とともに直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進します。

#### 公共発注機関における木材利用のための環境整備

##### 技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準【令和5年度改定予定】
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

##### 人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

#### 木造化・木質化を図った官庁施設の整備

- 木造化



- 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

#### ○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）  
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

#### ○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）  
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

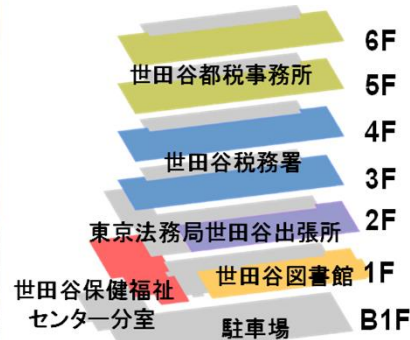


# 3. 地域と連携した国公有財産の最適利用の推進

地域のニーズを把握しつつ、地域と連携した国公有財産の最適利用を推進し、コンパクト・プラス・ネットワーク、跡地利用も含めて地方創生に寄与します。

## 地域における行政・福祉等のサービスの集約化

- 国の庁舎整備を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与
- ・公共施設等の集約・複合化、空き床相互融通
- ・地域の利便施設(保健施設、図書館、保育所等)との併設



(世田谷地方合同庁舎)国・都・区の3者による集約・複合化



(富士川地方合同庁舎)町立図書館・防災備蓄倉庫との集約・複合化

## シビックコア地区による都市拠点の形成

地域の特色や創意工夫を生かしつつ都市拠点や良好な市街地環境の形成の実現に寄与



(高松サポート合同庁舎)官公庁施設と民間建築物等の一体的整備

## 地域の景観を活用した観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興による活力ある地域の形成の実現に寄与



(鹿児島第3地方合同庁舎)鶴丸城御楼門の復元事業との連携による外部空間の確保や景観形成

## 地域防災への貢献

地域防災と連携した国の庁舎整備を通じて国民の安全・安心の確保に寄与



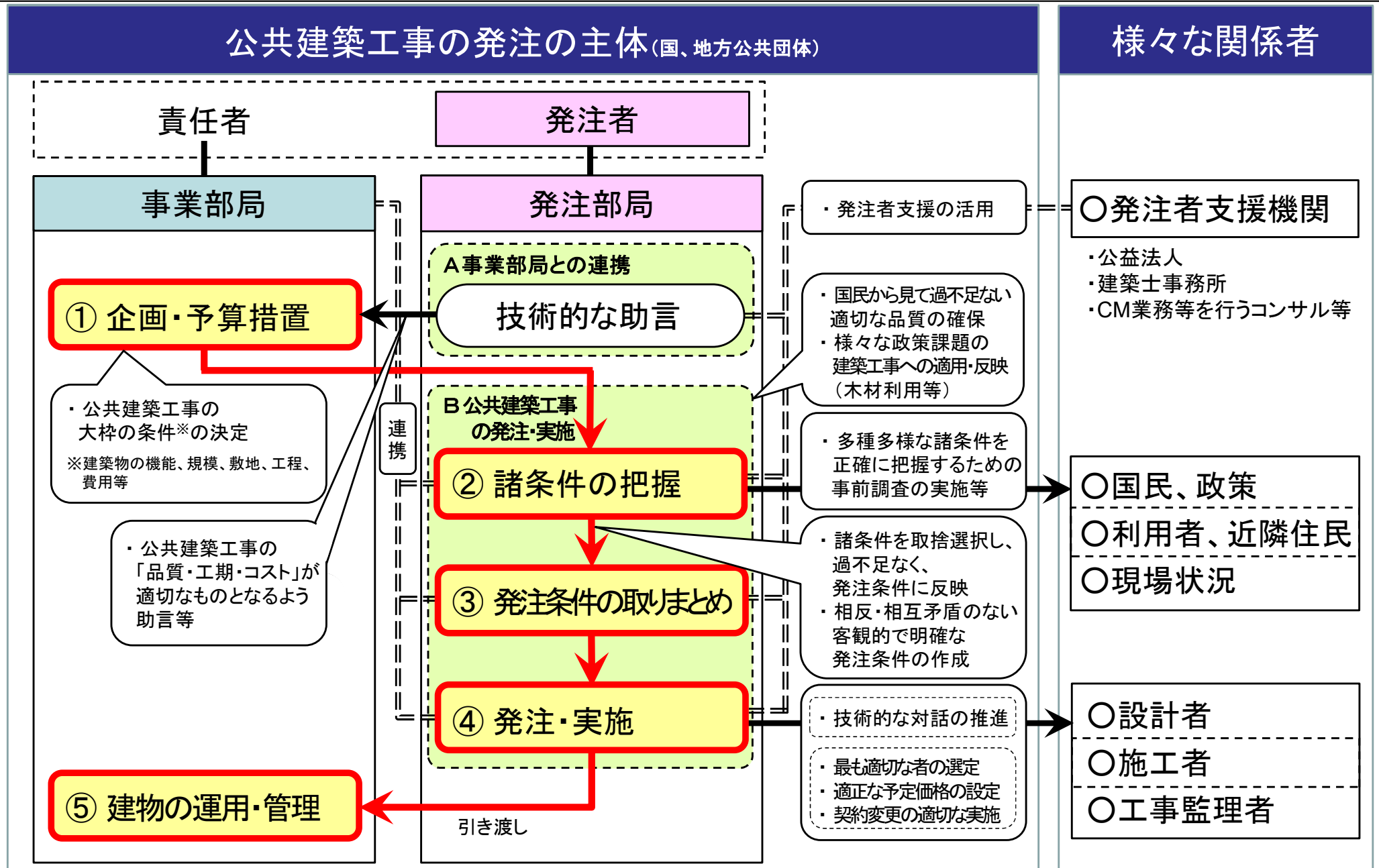
(熊本地方合同庁舎)熊本地震の際に、緊急避難施設として市民を受け入れ



(鹿児島港湾合同庁舎)津波避難ビルの機能を確保

# 4. 発注者の役割を果たすための取組の推進

公共建築工事の発注者の役割を果たすため、調査・企画から設計、工事に至る各過程において各種取組を実施



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

# 5. 働き方改革・生産性向上の取組の推進

## 営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

### 適正な工期設定・施工時期等の平準化

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>適正な工期設定等</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)</li> <li>・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定)</li> </ul> |
| <b>週休2日の推進</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用</li> <li>・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施</li> </ul>   |
| <b>施工時期等の平準化</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為の積極活用(適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の積極的活用</li> </ul>   |

### 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>予定価格の適正な設定等</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定</li> <li>・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用</li> <li>・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正</li> </ul> |
|--------------------|--|

### 生産性向上

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>ICTの積極的な活用等</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上技術の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用(原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行)</li> <li>➢ 情報共有システムの活用(機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能)</li> <li>➢ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用)</li> <li>➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の黒板情報電子化等</li> </ul> </li> <li>・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進</li> </ul> |
| <b>書類の簡素化</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化</li> <li>・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化</li> <li>・国の統一基準として工事の標準書式を制定</li> </ul>  |
| <b>関係者間調整の円滑化</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等)</li> <li>・適切な設計図書への作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等)</li> <li>・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記)</li> <li>・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(土会連合会)やBIMの活用)</li> <li>・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)</li> </ul>  |

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

---

## ■ 第4 令和6年度官庁営繕関係予算総括表

# 令和6年度官庁営繕関係予算総括表

(単位：百万円)

| 区 分                         | 令和6年度         | 対前年度<br>倍 率 | 前 年 度         |
|-----------------------------|---------------|-------------|---------------|
|                             | (A)           | (A/B)       | (B)           |
| ( 一般会計 )                    |               |             |               |
| <b>官庁営繕費</b>                | <b>17,421</b> | <b>1.01</b> | <b>17,320</b> |
| 庁 舎 整 備                     | 5,851         | 0.90        | 6,477         |
| 施 設 特 別 整 備                 | 9,567         | 1.00        | 9,530         |
| 設 計 監 理 費 等                 | 2,004         | 1.53        | 1,314         |
| ( 財政投融资特別会計<br>特定国有財産整備勘定 ) |               |             |               |
| <b>特定国有財産整備費</b>            | <b>7,694</b>  | <b>0.41</b> | <b>18,547</b> |
| <b>合 計</b>                  | <b>25,115</b> | <b>0.70</b> | <b>35,867</b> |

- (注) 1. 上記のほか、行政経費として218百万円(前年度 225百万円)があり、その他、デジタル庁一括計上分として42百万円がある。  
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。  
3. 庁舎整備とは施設の更新等であり、施設特別整備とは施設の改修等である。  
4. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

---

## ■ 参考資料

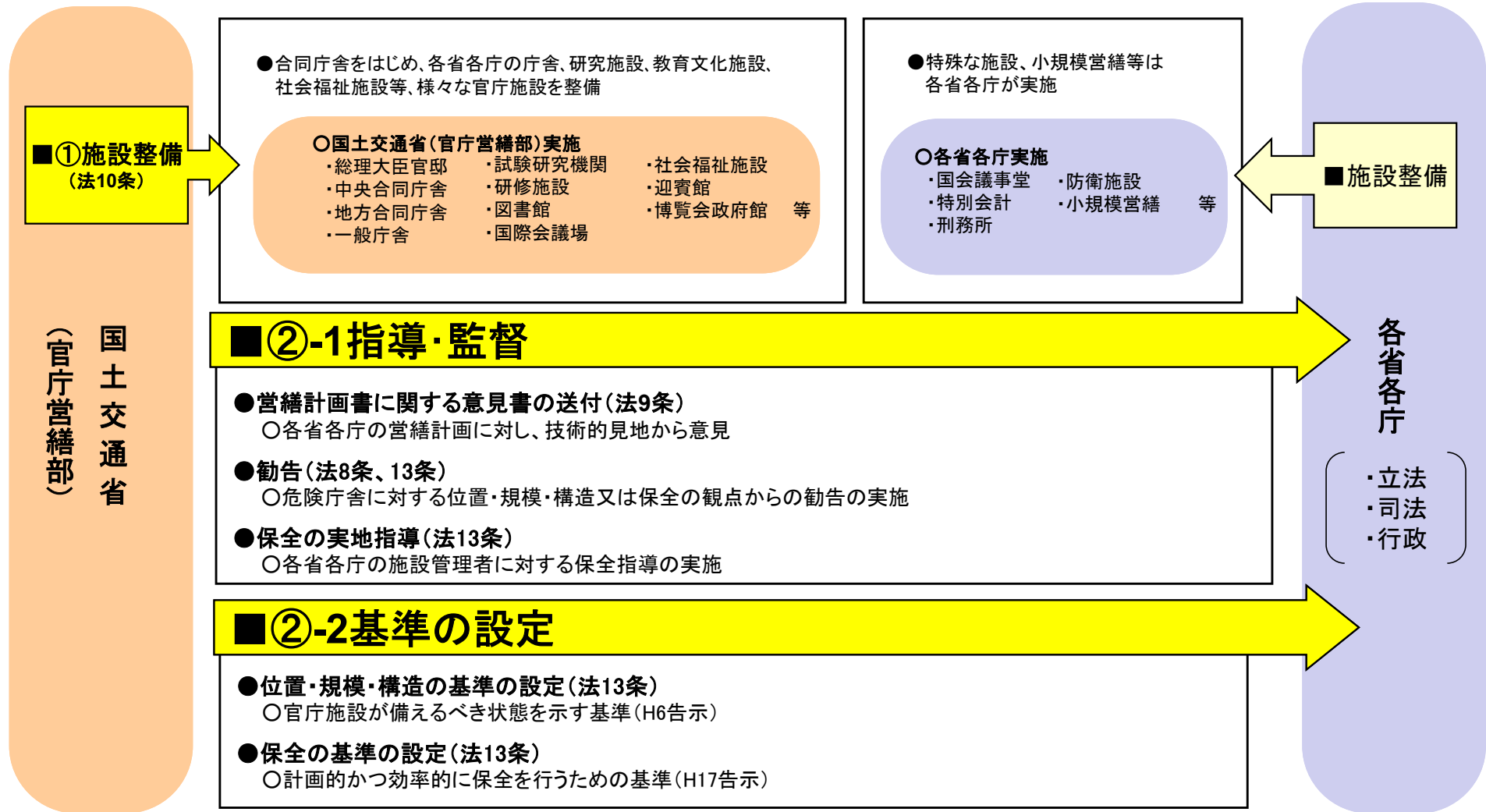


# 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

○国土交通省官庁営繕部は、官公庁施設の建設等に関する法律(S26官公法)に基づき、官庁施設の整備・保全に関する業務を実施

○具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、

①(特殊な施設等を除く官庁施設対象)施設整備、②各省各庁への指導・監督と(全官庁施設対象)基準の設定



# 公共建築相談窓口

円滑な施工確保に向けた支援や改正品確法等を受けた取組みに関する支援など、公共建築に関する技術的な相談について幅広く対応しています。

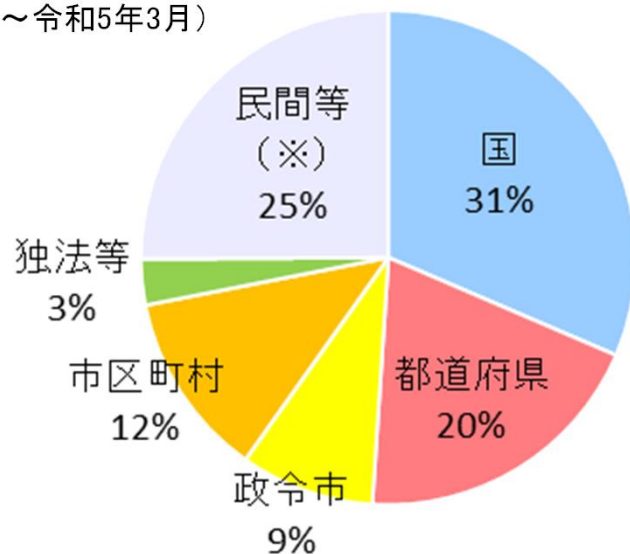
(公共建築相談窓口HP: [https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html))

## 【相談者等】

○令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)は、延べ2,104件の相談を受付

### 相談者別内訳

(令和4年4月～令和5年3月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

## 【相談内容等】

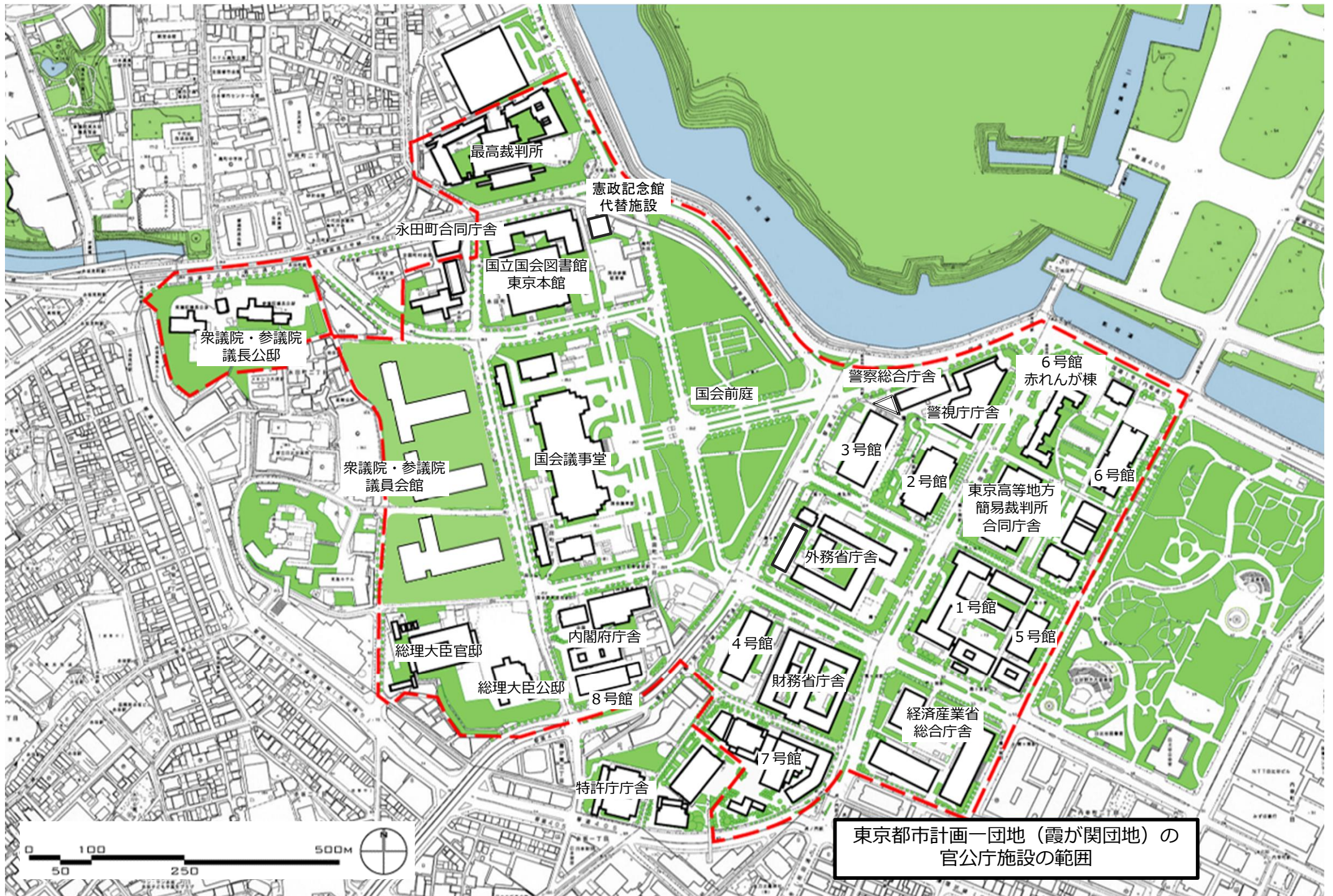
○主な相談内容

- ・企画立案
- ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等

# 霞が関団地一団地の官公庁施設の概要







(この冊子は、再生紙を使用しています。)